	第八条	第七条	第六条	第五条	第四条	第三条	第二条	第一条	前文										(略称	◎日本国」
韓国との漁業協定	漁船の安全操業、事故の解決 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ニニ五三	日韓漁業共同委員会の任務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ニ五二	日韓漁業共同委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・二五〇	共同資源調査水域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	漁業水域における取締り及び裁判管轄権の行使 ・・・・・・・・・・・・・・ニニ四九	暫定的漁業規制措置の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	共同規制水域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	漁業水域の設定 ,・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十回十	目 次 ペⅠジ	昭和四十年十二月 十八日		昭和四十年十二月,十八日	昭和四十年十二月 十八日	昭和四十年十二月 十四日	昭和四十年十二月 十四日	昭和四十年十二月 十一日	昭和四十年 六月二十二日	称)韓国との漁業協定	と大韓民国との間の漁業に関する協定
()											効力発生	和	発生	ソウルで批准書交換	批准 書認証	批准の閣議決定	国会承認	東京で署名		

(=)

二七五	日本側書簡
次 ページ	目
昭和四十年六月二十二日 東京で	
交换公文 ••••••• 二七五	○標識に関する交換公文
難救助及び緊急避難 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二七四	10 海
無害 通航 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 無
内漁業禁 止水城等 の相互 尊重 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
岸漁業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
視船間の出漁状況の情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 覧
裁委員の選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二七二	5 仲
韓漁業共同委員会の事務局長の選任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二七一	4 日
定的漁業規制措置に関する取締り及び違反「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ニー七〇	3
同規制水域内の年間総漁獲基準量、水揚港、漁獲量の相互通報 ・ 二六八	2 共
明書及び 標識並びに出漁状況の相互通報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二六八	1 証
次 べしジ ですの おお ひんしょう ひん しんしょう しょうしん ひんしょう しょうしん ひんしょう ひょうしん ひょうしん しょうしん ひょうしん しょうしん しょうしん ひょうしん ひょう ひょうしん ひょう ひょうしん ひょうしん ひょう ひょうしん ひょう ひょうしん ひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひ	目
事録	○合意された議
二大六	日本側書簡
国の漁業水域に暫定的 に含まれる済州島水域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	韓国の漁業

(三)

韓国との漁業協定

	韓国 側書 簡 ••••••••····························
	民間の取決めにもられる項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・二八五
	(別 紙) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	安全操業のための民間の取決め ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	日本側書簡
	目 次 ページ
東 京 で	昭和四十年六月二十二日〇安全操業に関する往復書簡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	日本 側書簡
	技術及び経済分野における相互協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	韓国 側書 簡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	日 次 ページ
東 京 で	○漁業協力に関する交換公文 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	韓国 側 書簡
	標識の様式及び附着場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ニ七五
	韓国との漁業協定

(四)

						(参									
					0	~考)									0
					大	\smile			韓				日本) 討義
(d)	(C)	(b)	(a)		臣 声		(b)	(a)	国側	(c)	(Ъ)	(a)	本側		畿の
韓	B	韓	日		/- 明		取	出	代	日	取	出	代		の 記 録
国	本	国	本	目			締 り	漁隻	表 の	本 の	締 り	漁隻	表の	目	鲸
農	国	外	国		÷		り の	数	発	沿	б р	数	発		:
林	農	務	外		:		視	数又	発言	岸	視	又	発 言		:
部	林	部	務		÷		察	は 統	:	漁業	察	は統	:	次	:
長	大	長	大	次	:			数	:	末 の	•	数	:	ά	:
官	臣	官	臣		:		÷	数に	:	実体	•	ĸ	:		:
Ø	Ø	Ø	の		÷		÷	うい	÷	体	÷	3	:		:
声	声	声	声		:		:	T	:		:	いて	:		:
明	明	明	明		÷		:	σ	:	:	÷	の	÷		:
:	:	:	:		÷		:	ての行政指導	:	÷	:	行	;		:
:	•	:	:		÷		÷	收步	÷	÷	•	政 指	÷		:
÷	÷	÷	÷		:		:	道	:	:	:	道	:		:
÷	÷	÷	:		÷		:	-1	:	:	÷	~7	:		:
:	:	:	:		÷		:	:	÷	÷	:	:	÷		:
÷	÷	÷	÷		:		:	:	:	:	:	:	:		:
:	:	:	:		÷		:	÷	:	÷	÷	÷	÷		:
÷	:	:	÷		:		;	:	:	:	:	:	:		:
:	:	:	:	昭	÷		:	÷	÷	:	÷	÷	:		:
÷	÷	:	÷	和四	:		:	:	:	:	:	:	:		:
÷	÷	:	÷	+	:		÷	:	:	:	:	:	:		:
:	:	:	:	年	÷		÷	:	÷	÷	:	÷	÷		:
÷	÷	÷	:	六日	:		:	:	:	:	:	:	:		÷
:	:	÷	:	н	÷		÷	:	:	:	:	:	÷		:
:	:	•	•	+	:		:	:	:	:	:	:	:		:
二九一	<u>-</u>		<u>-</u>	年六月二十二日	<u> </u>		_	Ţ	<u> </u>	÷	-			<u>`</u>	=
-	二九〇	二九〇	二九〇		二九〇		二八九	二八九	二八九	二八八	二八八	二八八	二八八	ページ	二八八
			-	東 京 で			-		-						••
				京											
				C											

韓国との漁業協定

(五)

の漁 設業 定水域

1

韓国との漁業協定

직접 보갑을 사용하는 경우에는 두 직접 보접은 하장 책약극부	る場合には、その直線基線は、他方の締約国と協議
단, 입화 체우누이 이 억업의 관람 수업의 실정의 있어도	の漁業に関する水域の設定に際し直線基線を使用す
이막 함)으로서 실정하는 권력을 것을을 상로 인정한다.	。ただし、一方の締
배우걱 관람권을 행사하는 수익 (이아 "이입에 분한 수영"	する水域一という。)として設定する権利を有いた。
측정학역 12액틱7가지와 수영술, 부국이 연열에 분학여	関して非他的管轄権を行使する水域(以下「漁業に紛から漁気して十二浩里すっての力なる自自力なまれ
1 양 책약국은 각 책약국이 자국의 연안의 보건부의	、 の川町) (一 二 毎旦 … 50 0 × 女 1 目回 1 魚篦両締約国は、 それそれの縦約国が自国の沿岸の
4 1 F	
다음과 값이 합의하였다.	
양국 이업의 발견을 위하여 삼年 열렬을 것을 퇴당하여.	たりという品をした。
() 상 후 부 ,	ここ、「「「「「」」」のためれ互い。「「」」で、「」」の演業の発展のためれ互い。「」」であるときない。
발생할 수 있는 분쟁의 원인을 제보하는 것이 요망될을	
양국의 지키적 근접성과 양국 이업상의 보착으로부터	ことのある紛争の原因を除去することが望ましいこと
경우들 재외하고는 존중되어야 한다는 기울 확인하고,	両国の地理的近接性と両国の漁業の交錯から生ずる
공해 자유의 염칙이 본 협정에 특별한 구정이 있는	を除くほかは尊重されるべきことを確認し、
할이 양국의 이익에 도움이 팀을 확신하고.	公海自由の原則がとの協定に特別の規定がある場合
건거의 자연의 부존 및 그 압미것 개발과 발견을 드르	ことが両国の利益に役立つことを確信し、
Í	前記の資源の保存及びその合理的開発と発展を図る
ADDA MATTER A ANT AND TO A A TO A A A A A A A A A A A A A A A	最大の持続的生産性が維持されるべきことを希望し、
	両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の
입부구 된 대학 리구요.	日本国及び大韓民国は、
일본부과 대한 민부 간의 어떻여 관람 열정	日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

二四七

文

定水共 **域同** の規 設制

度 度 度 そ 2 そ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(v) 북위 32도 30분 부 동경 127도 의 도점	(北緯三十二度三十分と東経百二十七度との交点
 度三十分と東経百二十四度三十分と東経百二十四度三十分と東経百二十四度との交点 を実経百二十四度三十分と東経百二十四度三十分と東経百二十四度との交点 など、の、て、相互に異議を申し立 など、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	북위 32도 30분과 동경 126도의	:北
度三十分と東経百二十四度三十分と 東経百二十四度との交点 度三十分と東経百二十四度との交点 なに結ぶ線 和互に異議を申し立 、 、 、 、 本域の東経百二十四度との交点 、 、 本(関する、水域、領海及 、 、 、 本(関する、水域、重複する部分につ 、 、 、 、 本(関する、水域、重複する部分につ 、	л Ц	の 交
医 四十五分と東経百二十四度との交点 医四十五分と東経百二十四度との交点 医三十分と東経百二十四度との交点 「中学」を ないに結ぶ線 を用し立 ないに結ぶ線 を除く。)を共同規制 をやり出まれる水域(領海及 「中学」を ないた結ぶ線 を除く。)を共同規制 「中学」を ないたに、 ないたに、 ないたに、 ないたに、 ないたに、 ないたに、 ないた。 、に、 ないた。 、に、 、に、 、に、 、に、 、 、 、 に、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	토욱 뇬 큐 06 굴66	•
	RA Ri	
 	북위 36도 45분과 동경	北緯三十六
次に結ぶ線 エクする。 エーキョーと エーキョーと <td< th=""><th>북위 37도 30분과 동경 124도의</th><th>北緯三十七度三十分と東経百二十四</th></td<>	북위 37도 30분과 동경 124도의	北緯三十七度三十分と東経百二十四
 ことについて、相互に異議を申し立 たとについて、相互に異議を申し立 たの締約国の漁船が重複する部分につ する部分が終わる二点とをそれぞれ する部分が終わる二点とをそれぞれ する部分が終わる二点とをそれぞれ する部分が終わる二点とをそれぞれ する部分が終わる二点とをそれぞれ する部分が終わる二点とをそれぞれ する部分が終わる二点とをそれぞれ する部分により囲まれる水域(領海及 する部分により囲まれる水域(領海及 する部分により囲まれる水域(領海及 する部分につ する部分により囲まれる水域(領海及 する部分により囲まれる水域(領海及 する。) 다음 각 점을 카페로 연결하는	次に結
 a a b a b a b c b c c<th>) 북위 37도 30분 이북의 동 7 124도의</th><th>の東経百二十四度の</th>) 북위 37도 30분 이북의 동 7 124도의	の東経百二十四度の
に関する水域を除く。)を共同規制 ことについて、相互に異議を申し立 する部分が終わる二点とをそれぞれ 学の最大の幅を示す直線を二等分す する部分が終わる二点とをそれぞれ ユー方の締約国の漁業に従事する ことについて、相互に異議を申し立 ユーキョー ながし、たまです はまする。 ことについて、相互に異議を申し立 ユーキョー ない、たまです し、たまです し、たまです。 し、たまで、 し、、 し、たまで、 し、、 し、たまで、 し、たまで、 し、たまで、 し、たまで、 し、たまで、 し、たまで、 し、た。 し、たまで、 し、たまで、 し、たまで、 し、たまで、 し、た。 し、、 し、たまで、 し、たまで、 し、たまで、 し、た。 し、たまで、 し、たまで、 し、たまで、 し、たまで、 し、たまで、 し、た。 し、 し、たまで、 し、た。 し、、 し、、 し、、 し、、 し、、 し、、 し、、 し、		る
 両締約国は、次の各線により囲まれる水域(領海及 両締約国は、一方の締約国が自国の漁業に関する た(ない。 両締約国の漁業に関する水域が重複する部分につ た(ない。 両締約国の漁業に関する水域が重複する部分につ た(ない。 (1) (1)	0.00 m	関する水域を除く。)を共同
第二条 10	나는 아(ㅎ 6 년 수 8 수 수 수 수 이 수 수 수 수 수 수 수 수 수 수 수 수 수	締約国は、次の各線により囲まれる水域(領海
 ニュージャン・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ショ	ㅎ 국 ┝╁ ⋎ 늘록 풀 ┍┠추 뭉占 강추슝⊯ ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	条
る点とその重複する部分が終わる二点とをそれぞれ いては、その部分の最大の幅を示す直線を二等分す たほい。 両締約国の漁業に関する水域が重複する部分につ すない。 両締約国は、一方の締約国が自国の漁業に関する とについて、相互に異議を申し立 ・genと ことを排除することについて、相互に異議を申し立 ・genと 3 ことを非除することについて、相互に異議を申し立 ・genと 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	<u>بد</u> د	結ぶ直線により二分する。
いては、その部分の最大の幅を示す直線を二等分す いては、その部分の最大の幅を示す直線を二等分す たらを排除することについて、相互に異議を申し立 いればにおいて他方の締約国が自国の漁業に関する との上決定するものとする。	정과 그 중복하는 부분이 다니는 2성을 갖고 연결하는 직성	の重複する部分が
両締約国の漁業に関する水域が重複する部分につういた、相互に異議を申し立たメポートは、「おいっいて、相互に異議を申し立た、「メード」、「「、」」、「、」」、「、」」、「、」」、「、」」、「、」」、「、」 こう キュー・アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	대학여는, 그 부분의 획대의 폭을 나타내는 직건을 2등분하는	分の最大の幅
	제약국의 억업에 콤함	両締約国の漁業に関する水域が重複する部分に
ことに非余することでつって、相互て異義に申した 「「「統約国の漁船が漁業に従事する」やは、「ないないて他方の統約国の漁船が漁業に従事する」やは、「ないないて他方の統約国が自国の漁業に関する」と、それはそそ ほどきそそう そうしの上決定するものとする。		なべつなべつ オコン 算言
「「「「「「「「「」」」」」「「「「」」」」」」「「「」」」」」」」」」」	타발 체약국의 어선이 어입에 동사하는	山に非余することでつって、目主て異義域において他方の統糸国の漁船が漁業に
64 10 6	양 제약국은 일방 제약국이 자국의	両統約国は、一方の統約国が自国の漁業に関
		の上決定するものとする。

韓国との漁業協定

二四八

漁業水域

韓国との漁業協定

1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	1 漁業に関する水域の外側における取締り(停船及第四条 第四条 ()
요약는 지정할 않는 정거 가서는 것간은 정말 같은 날수를 적었다. 것 것 가지 않는 것 것 같은 것	よりそにたらこうにのそれである。 くろう しょうそう しょうしょう しょうしん おおし しょうしん いんしん しょうしん いいしん しん いいしん いいしん いいしん いいしん いいしん いいし
동수로 방 성급 늘이야.박. '그들은기관 북수로 당겨 있는 것이 같다. 관람은 한 부속도 나보이 활동한 정부수를 정확할 수 있습니다.	1.55、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
부학적 추수에 의보학여 십시 월 대해가지, 저인당 우열. 전망 역열 및 60후 이상의 역간에 의한 구동역 낚시 역열역	さばつり魚食とつっと、こつ品言つく」き網漁業、まき網漁業及び六十トン以上分え希当的調査に基づいて実成されるま
6 국왕 부닐군 국제 유미로 하늘성 부승제를 통유단값 단축 K beta 등 kBL, 81, 11, 1 + 4 = 4 99 - 1 - 1 , 0	昔置がトチェキキマ周大の持続的生産性を確
relia 0.824 8.8 포종8 수 둘러 보여 상다방물 49 ▶ 2 품	両締約国は、共同規制水域においては、漁業資源の
(xi) 수압명 보건	第三条
RA	(xì) 牛岩嶺高頂
(x) 북워 37도 30분과 동경 131도 10분의	交
(ix) 북위 35도 30분과 동경 130도의 로겔	一 度 。 十 。
	x 北禕三十五度三十分と東译百三十度とり交点の文点
	つてき、 北緯三十四度五十分と東経百二十九度十四分と
रिन हिने ह	分との交点
(vii) 분위 34도 44분 10로와 토丁 123도	(ハ) 北緯三十辺度四十四分十秒と東経百二十九度八
ا <u>ح</u> تد (عـ عدر)	二分五十秒との交点
(vi) 북위 34도 34분 30조와 통귕 129도 2분	(*) 北緯三十四度三十四分三十秒と東経百二十九度)

置業暫 の規定 施措油 施措 漁

二四九

会共日 の同韓 設姿漁 置員業	の調共 設査同 定水資 域源	行管及る外 使轄び取に 権 裁締 お の判りけ
 「一個人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	べき勧告に基づき、両締約国間の協議の上決定される。 については、第六条に定める漁業共同委員会が行なう も。その水域の範囲及びその水域内で行なわれる調査 共同規制水域の外側に共同資源調査水域が設定され 第五条 第五条 </th <th>規制措置を誠実に遵守することを確保するためいずれの締約国も、その国民及び漁船が暫定的約国のみが行ない、及び行使する。臨検を含む。)及び裁判管轄権は、漁船の属す</th>	規制措置を誠実に遵守することを確保するためいずれの締約国も、その国民及び漁船が暫定的約国のみが行ない、及び行使する。臨検を含む。)及び裁判管轄権は、漁船の属す
 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	6466 F슬로에 방말 늘날수상 F슬이가 불날 동 동 2000 월 2000 월 2000 월 2000 월 2000 월 2000 100 100 100 100 100 100 100 100 10

二五〇

韓国との漁業協定

	員会は、その共
9일을 수 있다.	委員会が支払うものとする。
10 위원회는 공동 경비를 위한 자금의 지출을	び割合において両締約国が負担する分担金により、
의학역 위원회가 지불한다.	委員会が勧告し、かつ、両締約国が承認する形式及
열식 및 비율의 다구락 양 체약국이 부담하는 분담금에	9 委員会がその共同の経費を必要と認めたときは、
-t ell fr	出することができる。
위원회가 공동의 경비를 필요하다고 인정	、また、必要に応じ、英語によつても
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	案及び資料は、いずれの公用語によつても提出する。 多真会の公用語に 日本語及び韓国語とする。 技
체안 및 자료는 어느 공용어르도 계출할 수 있으며, 또 한	移居カ設置される。
8 위원회의 공용어는 일본어 및 한국어도 한다.	員会の下に、
사무국이 설치된다.	する。
7 위원회 집에 그 사무를 수 했하기 위한 상실	国がそれらの地位に順番に代表されるように行なう
☆ 체약국이 그 지위의 순변으로 대로되도를 한다.	及び副議長の選定は、各年においてそれぞれの締約
한다. 국별 위원부트부어의 의상 및 부의장의 건경은 매년	議長の任期は、一年とする。国別委員部からの議長
구별 위원부에서 건성한다. 의장 및 부의장의 입기는 1년으로	議長を異なる国別委員部から選定する。議長及び副
0 - 21월파는 제 1회 회의에서 의장	6 委員会は、その第一回会議において、議長及び副
	国の間の合意で決定する。
이 이 가 며 가 가 나 아 왕에야구 나이 이 이 여 내	とができる。第一回会議の期日及び場所は、両締約
입방의 국별 와운부의 유컵에 의하여 회합할 수 있다. 계	のほかに一方の国別委員部の要請により会合すると
5 위영회는 매년 격어도 1회 회람하고 또 그 외에	5 委員会は、毎年少なくとも一回会合し、また、そ
필으가 있을 때에는 이를 수경할 수 있다.	必要があるときは、これを修正することができる。

韓国との漁業協定

ᆵ

会共日 の同韓 任**姿**漁 務員業

하여야 할 자료, 통계 및 기록을 편집하고 연구한다.	(ゴ) この協定の違反に関する同等の刑の 細目の制定
(e) 위원회의 요청에 의하여 양 체 약 구이 제공	資料、
권고 한 다.	(e) 委員会の要請に基づいて両締約国が提供すべき
나 결부의 의고학여 첫할 주지의 대학여 양 책약국의	て両締約国に勧告する。
H	並びにその結果に基づき執られるべき措置につい
수학 및	間の事故に対する一般的な取扱方針につき検討し、
(a) 양 분약부 오건간의 주업의 안건부 질노의	る必要な事項並びに海上における両締約国の漁
양 체약국 이 권고한다.	は、両締約国の漁船間の澡業の安全及び失事で頃す。 一世紀紀年に 前年 一世紀 一世紀 一世紀 一世紀 一世紀 一世
취할 주지 (당해 구제 주치의 수정을 포함함)에 대하여	府 見 一 当
봄한 사항에 대하여 결토하고, 또 한 그 결과에 의거하여	置く笛を見明寺官の毎日にようき検討し、及びその結果に基づき
B / 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	し、暫定的漁業
체약국 에 권고 한다.	告する。
(h) 동동 작업 추수 수업의 범위에 대학역 양	ゆ 共同資源調査水域の範囲について両締約国に勧
조치에 대하여 양 체약국에 권포한다.	締約国に勧告する。
이가 하는 것을 가는 것 수 있는 것 수 있는 것 같 것 하는 것 같 것 하는 것 같 것 같 것 같 것 같 것 같 것 같 것 같 것 같 것 같 것	べき共同規制水域内における規制措置について両
조사에 대학여, 또 한 그 조사와 연구의 결과에	並びにその調査及び研究の結果に基づき執られる
에서의 어떻 자원의 연구를 위하여 행하는 부학과	業資源の研究のため行なう科学的調査について、
운 아부하는 음 (^a	(1) 両締約国が共通の関心を有する水域における漁
[되는 가뭄 일부를 수행한다.	1 委員会は、次の任務を遂行する。
2 2 2	第七条
	委任することができる。

-

韓国との漁業協定

二五二

決事全漁 故操船 の業の 解、安

韓国との漁業協定

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 高縮約国に密接に連絡し、協力するものとす 「商締約国は、それぞれ自国の国民及び漁船に対し、 「商締約国は、それぞれ自国の国民及び漁船に対し、
() · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 2 9 四緒約国政府は、1の規定に基づき行なわれた委ができる。 単につき検討し、必要と認めるときは、執られる ができる。 してついて構成される下部機構を設置すること ができる。 してついて構成される下部機構を設置すること ができる。 してついて構成される下部機構を設置すること の勧定の実施に伴う技術的な諸問 したができる。 の勤告をできる。 の勤告をできる。 の勤告をできる。 の勤告をできる。 の勤告をできる。 の勤告をできる。 の勤定の実施に伴う技術的な諸問 の勤告をできる。 の勤定の実施に伴う技術的な諸問 の勤告をできる。 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の

二五三

決紛 争 の 解

韓国との漁業協定

+	構成されるものとする。	
	る第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて	
변 년 년 년 년 1911년 - 1911년 - 1911년 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 - 1911년 1911년 - 1911년 - 1911년 1911년 - 1911년 - 1911년 1911년 - 1911년 - 1911년 1911년 - 1911년 - 1911	一人の仲裁姿員とそれらの政府が協議により決定す	
· 수 ★ 전 · 0 · 4 · 4	が三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	たときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれ	
3구에 대하여 당	しくは第三国について当該期間内に合意されなかつ	
일명하지 아니하	委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁姿員若	
3 여누 6	3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁	
아니됩다.	締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。	
당. 제 3의 중자	託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両	
40	三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付	
	意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との	
	仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合	
분 : 오 : 오 :	が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の	
¥	の仲裁姿員と、とうして選定された二人の仲裁委員	
1 4 4 7 4 7 4 7 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	ら三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人	
8 국학은 국학을	政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日か	
일부 체약구의 경	は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の	
2 1의 구	2 1の規定により解決することができなかつた紛争	
도 문 6	する。	
1 1 1 1	争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものと	
	(1 この) 協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛	/ J T
	第九条	

<u>H</u> ,	종료 이 이 이 이 이 이 이 이 이 이 이 이 이 이 이 이 이 이 이	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 두 말것이 하여 하여하는 수 없었던 눈값은 수가 두값은 수간 허片장이 이하여 하며 하여 하며만나. 2 1히 부정에 이하여 하며 하 마 한 것 같 눈 가 다 하
------------	--	---------------------------------------	--

二五四

上 9 4

間び力批 有発准 効生、 -期及効 文 文である日本語及び 2 Ю 1 4 大韓民国のために 日 千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正 ずる。 に正当な委任を受け、この協定に署名した。 以上の証拠として、下名は、 る。 了させる意思を通告する日から一年間効力を存続す ずれか一方の締約国が他方の締約国にこの協定を終 とする。この協定は、 は、できる限りすみやかにソウルで交換されるもの 会の決定に服するものとする。 この協定は、 本国のために との協定は、 両締約国政府は、 椎名 李 高 金 杉 第十条 悦三郎 東 東 晋 五年間効力を存続し、その後は、 批准されなければならない。批准 ___ 元 祚 韓国語により本書二通を作成した。 この条の規定に基づく仲裁委員 批准書の交換の日に効力を生 各自の政府からとの た 5 書 ۶u 조속히 서울에서 고환한다. 본 열정은 비준서가 고환된 특우 는 협성의 서명학였다. 움프아는 날로부어 1년군 토럭을 가진다. 교갑의 부만다. 일방 체약국이 타방 체약국에 본 열정을 종결 시킬 외수를 날로부터 트럭을 발생한다. 한국어트 본서 28을 작성하였다. • ŧ 画が 権名克三郎 일본국을 위하여 1965년 6월 2.2 일 이상의 승거로서, 하기 대표는 각자의 정부로부터 정당한 위입을 N rj= 양 체약국 정부는 본 주의 구경에 의거한 중재 위원회의 본 협정은 5년간 트럭을 가지며, 그 후에는 어느 법경은 비준되어야 한다. 調 트우르오에서 동동이 정본인 일본어 Ł 5 Þ 대한 민국을 위하여 ₩ 眇 비준서는 가능한 한 寅 畄 ≵ H

末

尊国 との漁業協定

二五五

統隻最 数数高 又出

1 TT 1 CT 10	- ては十五隻
መሪያራ ለቲ ራ፯ተ ቆጽ ወዖራ ቴኖራ ት 00 (p)	は、六十トン以上の漁船によるさばつり漁業につい
에는 120동	においては百二十統
(11) 3월 19일 두 1 일입 1월 15일 7가지만 지않는 11 2	(1) 五月十六日から翌年の一月十五日までの期間
	ては六十統
101 160 H H CO	(1) 一月十六日から五月十五日までの期間におい
★84컵 등 55 업 7 (o)	() まき網漁業については、
100*	ては百隻
(ii) 5월 1일부터 10월 30일7카지의 기간에는	は、五月一日から十月三十一日までの期間におい
에는 270박	K
(i) 11월 1일부터 익명 4월 30일7가지의 기군	(1) 十一月一日から翌年の四月三十日までの期間
(b / 50톤 이상의 여선에 의한 저인탑 어업에 대하여는)ては、
대하여는 115학	ゆ 五十トン以上の漁船による底びき網漁業につい
(a) ୨୦는 비판와 어선에 의한 저인법 어입에	ては百十五隻
	(4) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業につい
n 1	の最高限度をいう。)
대로 (2 시 로 그 11 시설 (2 전 2) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	同時に同水域内に出漁している漁船の隻数又は統数
도 18 18 18 18 18	2 操業のため証明書を所持し、かつ、標識を附着して
1 최고 출어 ኋ수 되는 홍수 (공동 부계 수업 안에서의	高出漁隻数
체약국에 각각 걱용되며, 그 내용은 다음과 갔다.	は、次のとおりとする。
바 효상 본 3루우 부상면 상상와 우와 부본 루시누 유	両締約国のそれぞれに適用されるのもとし、その内容
+ •	この協定の第三条に定める暫定的漁業規制措置は、
	附属書

二五六

韓国との漁業協定

附属書

韓国との漁業協定 附属書	 (4) 底びき網漁業のうち、 (5) トロール漁業については百トン以上五百五 (1) トロール漁業については百トン以上五百五 (1) トロール漁業については百トン以上五百五 (1) トロール漁業については百トン以上五百五 (1) トロール漁業については百トン以上五百五 	漁船規模 2 漁船規模 3 漁船規模 4 漁船規模 4 漁船規模 4 漁船規模 4 漁船規模 5 完成 5 № № № № № № № № № № № № № № № № № № №
*	<u>たいた漁 + ン</u>	その格差を考慮して ないては北緯三十三 との数又は統数に力の の を考慮して
二五七	거인할 여열 놓에서 (i) 후들 여열 이외의 것에 대하여는 30흔 이상 170은 이하 (ii) 후들 여열에 대하여는 100흔 이상 550흔 아하 당. 50흔 이상의 어건에 의한 거인할 여열 (대한 민국이 동 해에서 인정하도 있는 60흔 미단의 여건에 의한 사우 거인할 여열을 계획할)은 동경 128트 이동의 수열에서는 할까지 아니한다.	단, 조업 기간은 6월 1일부탁 12월 31일 7부지로 학특. 우업 구역은 대한 민국의 정상북도와 정상남도의 정계선부 핵양건의 부정과 북위 35도 30분과 동경 130도의 부정을 영결 학산 직건 이남 (단, 제주도의 거속에 있어서는 북위 33도 30분 이남)의 수업으로 한다. (=) 일본국 여건과 대한 민국의 음이 있어서는 북위 농탁에 경우가 있는 동양, 대한 민국의 음이 젖수 또한 동수산 양 체약복 정부 것의 혐의의 다구락, 본 행정의 최부 울이 것수 또는 홍수를 가족으로 하고 구 경우를 부탁학의 유정한다. 2 여건 구도

光集 力魚 燈

대학역는 10퀼트와트 이하

網

(b) 60톤 이상의 어선에 의한 포동여 낚시 여열에	
하고, 함계 27.5킬로와로 이하	ては十キロワット以下
이하의 동선 2컵 및 7.5결토와트 이하의 동선 1컵으트	ゆ 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業につい
(a) 선장 여업에 대하여는 1통 당 10 길도와도	船一隻とし、計二十七・五キロワット以下
4 집억동의 불료 (발견기의 총 설리 용량)	ト以下の灯船二隻及び七・五キロワット以下の灯
<u>्</u> क	(1) まき網漁業については一統につき、
하는 상당의 간당의 수요 부분의 다하여는 30월리미의로	登つ4 集魚燈の光力(発電機の総設備容量) 「美糸の言要音分れていてれ言」、「デーーノム」
(c) 신망 억업중 건 <i>계</i> 이 또는 고동 억를 대상으로	1月の三要形みこつかこは三十六)メートレムとの「まき網漁業のあじ又はさばを対象とする漁網の
우이 늘 티지 아이 아이	ては五十四ミリメートル以上
(b) 50톤 시상의 억건에 의한 저인방 어떻에 대 하여는	以上の漁船に
대하여는 33밀티며이어 이상	ては三十三ミリメートル以上
(a) 50는 미란의 식선에 의한 자인말 어떻에	(4) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業につい
3 망막 (핵중에서의 나법으로 함)	目 3 網目(海中における内径とする。)
	ては百トン以下
	() 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業につい
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	として認められる。
건맘 망건 1척은 당본간 예의로 인정한다.	る百トン以上のまき網網船一隻は、当分の間例外
단, 본 협정 시명일의 일본국 에 회존 카는 100톤 이상의	だし、この協定の署名の日に日本国に現存
) 	以下
(ㅂ) 건물 억울에 대 하여는 망건 40는 이상 100는	ゆ まき網漁業については網船四十トン以上百トン
二五八	韓国との漁業協定 附属書

び**標識書**及

5

証

明

書

及び

標

識

Ś

감찰 및 투시

(b) (a) (c) 業規制 る。 びき網漁業についてはその 五 る 漁 る 菆高出 Ø に従 爭する漁船 される二枚の標識 船 持する必 る漁船については、 着するものとする。 政府が発給する証明書を所持 拹 1 つり漁業に従事する漁船については各漁船 れ 底びき網 「業の 正の標識を一として計算する。)は、 ぞれ附着するものとする。 標識 パーセントまで、五十トン未満の漁船による底 以外の漁船は正の標識に符合する副の標識 セ 証 共 議により定められる。 ント |明書及び標識の総数(底びき網漁業及びさば 同規制 実 措置 の様式及び附着場所 まで、 「態に 漁隻数及び統数と同数とする。 一要はなく、 漁業についてはその最高 の対象となる漁業別に当該漁業に関 水域内に出漁する漁船は、それぞれ かんがみ、 それぞれ 増加発給することができ については網船に附着される二枚 を一として計算し、 また、 網船以外の漁船は証明書を所 ただし、 五 十 ト 最 は 網船は正 まき網漁業に従 高 Ĺ 山漁 両締 ン以上の漁船に かつ、 一の標識 約 隻数の二十パ 出漁隻数の十 、まき網漁 闺 暫定的 標識 ただし、 政府間 に附着 æ をそ æ 事 L す 漁 苿 す 附 Ø 溯 Ø 야 부 **미만의 억선에 외한 저인장 억업에 대하여는 그 최고 출여** 단, 어업의 실태에 비추어 50분 이상의 어선에 의한 거인명 최수의 20퍼센트 가가지 갖각 중가 발급할 수 있다. 어업에 대하여는 그 최고 출어 척수의 15퍼센트 가지, 50톤 당해 어업에 관한 최고 붙여 척수 및 통수와 동수로 한다. 여선에 대하여는 당선에 부착하는 2매의 정 표시를 하나요 2매의 표지를 하나도 제상하고, 선망 어업에 동사하는 계산함)는 잡경적 이업 규제 루치의 대상이 되는 이업별로 낚시 익업에 공사하는 억건에 대하여는 각 억건에 부착하는 각각 부작하여야 한다. 표지, 당선 이외의 여선은 정 표지에 부합하는 부 표지를 Ţ. 발급하는 경찰을 소지하고 또 한 표지를 부착하여야 한다. 여년은 감찰을 소지할 필요가 없으며, 또 한 망선은 선망 억업에 종사카는 억건에 대하**여는 망건 이외의** 간의 별의에 의하여 정하여 진다. o b) 감찰 및 표지의 홍수 (저인망 □) 공동 부분 수의 안의 물격하는 이간은 부 분부 수 표지의 양식 및 부착 장소는 양 체약국

_२ छ

×٦ 고동어

ملا

二五九

韓国との漁業協定

附属書

直業韓 線水国 簡韓 古国側書 基域の漁 言及し、大韓民国政府が大韓民国の漁業に関する水 申し述べる光栄を有します。 の日本国 て確認されれば、 本国政府として異議がないことを日本国政府に代わつ とを申し述べる光栄を有します。 の設定に関して次の直線基線を決定する意向である された大韓民国と日本国との間 (訳文) 本 (4) (3) (2)(1) 書簡をもつて啓上いたします。 長官は、 న 及び横島 による湾口の による湾口の閉鎖線 島及び巨文島 韓国との漁業協定 直線 花岩湫及び凡月岬のそれ 長、書岬及び達萬岬のそれぞれの突端を結ぶ直線 小鈴島、 一・五メー 政府との協議 韓国の漁業に関 交換公文ン 閣下 (鞍馬群島)のそれぞれの西端 西格列飛島、 大韓民国政)閉鎖 が のそれぞれ トル岩、 前 線 が終了し 記 韓国の漁業水域の直線基線に関する交換公文 Ø する水域の 生 直 府 線 於青島、 島 の南端を順次結ぶ直 ぞれ は 基 Ø たものとみなすことを 鴻島、 潁 漁 本長官は、 との問題に 業 の突端を結ぶ 直線基線に関する Ø 稷島、 決 に関する協 于汝岩、 定 íС っら F Ŀ 本日署 っい 順 旺 τ 次 嶝 Ŀ 直 定 線 н τ 結 島 白 線 ح 域 ĸ 名 간주할 것일을 연명하는 영황을 가집니다. 경부는 이 문제에 대학여 일본국 경부와의 혐의가 용료한 것으로 결정에 대하여 일본국 정부로서 이의가 없음을 확인하면 대한 민국 수욕의 관장의 관학여 다음의 직신 기선을 결정할 보향일을 연명 별경의 연급하여, 대한 민국 경부가 대한 민구의 어떻어 **관한** 하는 영광을 가집니다 늘 본관은 각하가 일본국 정부를 대신하여 전기의 직선 기선의 (4) 소명도, 서격열비도, 어청도, 직도, 상황등도 (3) 1.5미이터앞, 샒도, 롱도, 간여암, 상백도 <u>م</u> (1) 장기값 및 닭만값의 각각의 돌단을 본관은 금일 서명된 대한 민국과 일본국 간의 어업에 관한 화압추 및 법융값의 의한 만구의 찌쇄건 각가의 남단을 차려도 연결하는 직건 의한 만구의 패쇄건 (안파근도)의 각각의 서단을 차빠로 연결하는 직건 각각의 돌단을 1965년 부 (P 전 포 오 에 서 ニ六〇 나 영제 카 ₽ 1 2 2 3 3 <u>ید</u> 22 9 관관 직건 예 . ست 겨문도의 140 2

		日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下	外務部長官 李東元	千九百六十五年六月二十二日閣下に向かつて敬意を表します。
<u> </u>	장 속 정	일본국 외두대신 시이나 에스스가부토오	中校 * + 4 B	가나이지 새로이 부정적 변경정권 정보로 부 하는 부입니다.

韓国との漁業協定 韓国の漁業水域の直線基線に関する交換公文

ニナー

簡日本側書

ことを申し述べいての日本国政	わつて確認されれば、大韓民国政府は、との間題日本国政府として異議がないことを日本国政府に	官は、閣下が前記の直線基線の決定に	欠害ぶ直線	(4) 小鈴島、西格列飛島、於青島、稷島、上旺線	白島及び巨文島のそれぞれの南端を順次結ぶ直	(3) 一・五メートル岩、生島、鴻島、于汝岩、上	線による湾口の閉鎖線	② 花岩湫及び凡月岬のそれぞれの突端を結ぶ直	線による湾口の閉鎖線	 長雲一岬及び達萬岬のそれぞれの突端を結ぶ直 	有します。	基線を決定する意向であることを申し述べる光栄	韓民国の漁業に関する水域の設定に関して次の直	間の漁業に関する協定に言及し、大韓民国政府が	本長官は、本日署名された大韓民国と日本国と	します。	の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有	書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付け	
----------------	--	-------------------	-------	--------------------------	-----------------------	--------------------------	------------	------------------------	------------	---	-------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	------	--------------------------	-------------------------	--

韓国との漁業協定 韓国の漁業水域の直線基線に関する交換公文

	大韓民国外務部長官 李東元閣下	日本国外務大臣 椎名悦三郎	千九百六十五年六月二十二日	閣下に向かつて敬意を表します。	本大臣は、以上を申し進めるに際し、ととに重ねて	る光栄を有します。	について日本国政府として異議がないととを申し述べ	水域の設定に関して前記の直線蒸線を決定されること	本大臣は、大韓民国政府が大韓民国の漁業に関する
--	-----------------	---------------	---------------	-----------------	-------------------------	-----------	--------------------------	--------------------------	-------------------------

域済含暫業韓**簡韓** 州ま定水国 国 島れ的域の 側 水るにに漁 書

_

연급후역, 양부 경부 목부간의 도달된 무율의 양력를 확인후는 연물을 수집니다. 삼정적 주최루부, 북한 민부이 선정후는 억업의 금은 수업을 수 있	나우· 부·나 하는 다음 이 같이 것 같아. 이것이 나는 수 있는 것 같아. 이 나 있 것 한 것 같아. 한 것 같아. 한 것 같아. 한 것 않 것 같아. 한 것 않 한 것 않 한 것 않 것 같아. 한 것 않 한 것 않 한 것 않 것 같아. 한 것 않 않 않 한 것 않 않 않 않
	1) 북위 35도 48분 15로 3721 2 중 성포21 북위 35도 14분 (1)
(1) 북워 33도 48분 15로와 동경 127도 21분의 그걸, 북워 33도 47분	30초육 동경 127도 13분의 고점 및 우도의 진동 12매¶비의 접을 차페로 연굴하는 직건
(1) 북워 33도 48분 15로와 동경 127도 21분의 고점, 북워 33도 47분 30로와 동경 127도 13분의 고점 및 우도의 진동 12매미의 접을 카페트 연경하는 직건	(2) 북워 33도 56분 25초와 동경 125도 55분 30호교의 고점과 부워 33도 34분 20초와 동경 125도 56분 20초의 고점과 부위
(1) 북워 33도 48분 15로와 동경 127도 21분의 그걸은 연결하는 지원 30로와 동경 127도 13분의 고결 및 수도의 진동 12백미의 접을 차매트 연결하는 지원 (2) 북워 33도 48분 25로와 동경 125도 56분 30로의 고결과 부워 33도 34분 20로와 동경 125도 56분 20로의 그걸을 연결하는 지원	·하니더지 않아도 엄마지 사용감가 했더라 다구 지유 수요 각날았다. 이들는 ·선명하다 더위터 지유 이들도 정부부 부당가 날 각숙자 관급 달날 나나나~ 다수자 광급도 당늘부 각속이를 정농지는 방부와 부부리 밝혀운 당동
 (1) 북위 33도 48분 15로와 동강 127도 21분의 그걸, 북위 33도 47분 (1) 북위 33도 48분 15로와 동강 127도 21분의 그걸, 북위 33도 47분 가족 및 수도의 진동 12매이의 접을 차매로 연결하는 직건 (2) 북위 33도 56분 23로와 동강 125도 55분 30로의 포질과 북위 33도 34분 23분 동강 125도 56분 20로의 포질을 연결하는 직건 (2) 북위 33도 56분 23로와 동강 125도 56분 20로의 포질을 연결하는 직건 (2) 북위 33도 56분 23로와 동강 125도 56분 30로의 포질을 연결하는 직건 (2) 북위 33도 56분 23로와 동강 125도 56분 30로의 포질을 연결하는 직건 (2) 북위 33도 56분 23로와 동강 125도 56분 30로의 포질을 연결하는 직건 (2) 북위 33도 56분 23로와 동강 125도 56분 30로의 포질을 연결하는 직건 (2) 북위 33도 56분 23로와 동강 125도 56분 30로의 포질을 연결하는 직원 (3) 북위 33도 56분 23로와 동강 125도 56분 30로의 포질을 연결하는 직건 (4) 학원 양매를 연결하는 것 수품 적산을 지원하는 것으로 것 수품 것입니다. 	국학에지 새로이 본관의 변활없는 경의를 부탁는 파입니다.

二六四

1965년 6월

22

韓国 の 漁 業 大 域 に 関 す る る 交 換 公 文		
韓国 との 漁 業 筋 定 韓 国 の ス	日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下	外務部長官 李東元 「十九百六十五年六月二十二日」 「「「「」」「「」」「「」」「「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」

88 446

6

二六五

簡日 本側 書

国との漁業協定
暫定的措置として、大韓民国が設定する漁業にで到達された次の了解を確認する光栄を有しま
水域を画する線と次のそれぞれの線とにより
に含まれることとする。れる水域は、当分の間大韓民国の漁業に関する
北緯三十三度四十八分十五秒と東経百二
二十一分との交点、北緯三十三度四
十秒と東経百二十七度十三分との交点及び牛島
の真東十二海里の点を順次結ぶ直線
五度五十五分三十秒との交点と北緯三十三度二(2) 井綿三十三度エ十プタニ十五枚と東紀音ニ十
四分二十秒と東
前記の了解を日本国政府に代わつて確認される閣との交点を結ぶ直線
下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この
書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日に
効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみ
なします。

二六六

韓国との漁業協定(韓国の漁業水域に関する交換公文	大韓民国外務部長官 李東元閣下	日本国外務大臣 椎名悦三郎千九百六十五年六月二十二日	に向かつて敬意を表します。(臣は、以上を申し進めるに際し、	ます。 な大臣は、前記の了解が日本国政府の了解でもあると
交換		悦	3	比較した。
公文		郎	ここに重ねて	栄 を 有 し 一 栄 を 有 る - る る る こ と

二六七